

建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号の道路の位置の指定をしましたので、建築基準法施行規則第 10 条の規定に基づき公告します。

その関係図書は、都市計画局建築指導部建築指導課において、一般の縦覧に供します。

平成 29 年 3 月 27 日

京都市長 門 川 大 作

## 1 指定事項

| 指定番号     | 指定年月日           | 道路の幅員             | 道路の延長              | 道路の位置                                            | 道路の申請者 |
|----------|-----------------|-------------------|--------------------|--------------------------------------------------|--------|
| 第 5959 号 | 平成<br>29. 3. 15 | メートル<br><br>6. 00 | メートル<br><br>42. 64 | 京都市伏見区深草鞍ヶ<br>谷 43 番地の 12 の一部<br>及び 45 番地の 4 の一部 | 梁川 正   |

## 2 縦覧時間

京都市の休日を定める条例第 1 条に定める本市の休日を除く日の午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分まで（ただし、正午から午後 1 時までは除く。）

(都市計画局建築指導部建築指導課)